

「おでかけ」町長室へようこそ！実施要領

1.目的

町長が地域の会場へ直接出向き、町政に関する意見や要望を聴取し、ともに意見交換を行うことにより、小さなコミュニティを大切にしたい、住民にとって身近で親しみやすい町政の実現を図ります。

2.開催要件

- (1) 開催期間は、令和8年8月17日から令和8年10月31日までで、開催時間は午前10時から午後8時までの間の1時間30分以内とします。
- (2) 対象者は、町内に在住、在勤、通学されている2人以上のグループとします。
- (3) 開催会場は公民館など町内の公の場所とし、申込者が確保してください。
※会場確保が困難な場合は、役場等での開催とします。
- (4) 開催当日は申込者が会場設営及び進行を行ってください。

3.開催対象外

- (1) 特定の個人及び団体の利益等につながるおそれのあるもの
- (2) 特定の宗教、政党及び選挙の表現等を目的としたもの
- (3) 会食を伴うもの
- (4) その他町長が出席することが適当でないと判断されるもの

4.開催手続

- (1) 申込者は、原則として開催希望日の2週間前までに「おでかけ町長室申込書」に必要事項を記入のうえ、総務課総務係へ直接持参するか、郵送、FAX、電子メールにより提出してください。
※事前に必ず総務課総務係へ問い合わせて、町長スケジュールを確認してください。
- (2) 総務課総務係は、申込書を受け付けた後、実施の可否について決定のうえ、主催者へ連絡します。